割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年８月27日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社レクストあいち	愛知県名古屋市西区那古野二丁目７番20号	互第4010号	令和８年７月３日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年８月27日　　中部経済産業局長　三浦　　聡

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和８年10月26日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和８年10月26日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社レクストあいち	愛知県名古屋市西区那古野二丁目７番20号	令和８年７月３日

記

あて先　〒460―8510　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目６番２号
名古屋第４地方合同庁舎５階・６階
中部経済産業局産業部消費経済課
電話052―951―2560
メールbzl-chb-kappan@meti.go.jp

様式

申　　出　　書

中部経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第５０号

岩手県一関市赤荻字亀田176番地３　コーポかめた202、前住所岩手県一関市川崎町薄衣字加妻57番地３　市営加妻住宅19号
債務者　小岩　黎乃
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６１号

岩手県一関市赤荻字堺123番地１　タウンハウス堺Ｃ－１、前住所岩手県一関市山目字十二神152番地６
債務者　岩渕　健太
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６３号

岩手県一関市真柴字中田41番地161
債務者　熊谷　結女
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１３５３号

東京都町田市金森３丁目１番35号エクセラン金森北棟101
債務者　早川　一輝
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３５４７号

大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ66―109号
債務者　今西　裕子
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７７号

大阪府守口市滝井西町２丁目３番23―507号
債務者　谷口　豊和
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３４号

大阪市中央区南船場１丁目13番15号　長堀三栄プラザ601号
債務者　梶谷　佳代
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６３号

大阪市都島区都島北通１丁目19番26号　ｓａｌｔ都島　401号
債務者　江頭　恵美
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部